

**大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
特例に関する条例の一部を改正する条例案**

本案を別紙のとおり提出する。

平成30年3月27日

大阪市会議長 山下昌彦様

提 出 者

太田晶也	永井啓介	川嶋広穂
黒田當士	杉田忠裕	土岐恭生
辻義隆	山中智子	井上浩

(別 紙)

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の 特例に関する条例の一部を改正する条例

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例に関する条例（平成20年大阪市条例第96号）の一部を次のように改正する。

「平成30年3月31日」を「平成31年4月29日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

現在実施している市会議員の報酬月額の特例措置について、その期間を延長するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の 特例に関する条例（抄）

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年大阪市条例第32号）に基づく市会議員の報酬月額は、平成21年4月1日から平成30年3月31日まで

平成31年4月29日

の間において、同条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額からその100分の12に相当する額を減じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、同条例第5条第2項の規定による期末手当の額の算定の基礎となる報酬月額は、同条例第2条に規定する額とする。